

## 板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱

(令和8年5月29日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内（以下「区内」という。）に所在するマンションの管理組合等が、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）が実施する「マンション管理アドバイザー制度」又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した際にかかる経費を予算の範囲内で区が助成することにより、マンションの適切な維持管理の促進及び円滑な建替え又は改修による長寿命化の促進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例（平成29年東京都板橋区条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (2) 管理組合 条例第2条第3号に規定する管理組合をいう。

### (助成対象費用)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象とする費用は、次に掲げる費用とする。ただし、テキストの購入費、違約金等の費用は助成対象としない。

- (1) センターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」（以下「管理アドバイザー制度」という。）のAコース又はCコースを利用した際に係る派遣料（消費税を含む）
- (2) センターが実施する「マンション建替え・改修アドバイザー制度」（以下「建替えアドバイザー制度」という。）のAコース又はBコースを利用した際に係る派遣料（消費税を含む）

### (助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、条例第13条第1項又は第2項の規定による管理状況に関する事項を区長に届け出たマンションの管理組合で、次の各号に掲げる制度の利用に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 管理アドバイザー制度のAコース又はCコース  
区内に所在するマンションの管理組合又は区内に所在する管理組合が組織されていないマンションであって、3名以上のマンションの区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）で構成される任意団体
- (2) 建替えアドバイザー制度のAコース  
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149

号) 第5条の14の規定に基づき、区長がマンションの管理計画を認定したマンションの管理組合(以下「管理計画認定取得済マンション」という。)  
又は認定について検討中のマンションの管理組合

(3) 建替えアドバイザー制度のBコース

建築後おおむね30年以上経過している、管理計画認定取得済マンションの管理組合

2 助成対象者は、助成金の交付申請日現在において、次の各号に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。第2条第2号に規定する暴力団をいう。)でないこと。
- (2) 管理組合等の構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)がないこと。
- (3) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第47条に規定される法人にあっては、法人税の滞納がないこと。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、助成対象費用の全額とし、予算の範囲内を限度とする。

(助成の回数)

第6条 管理アドバイザー制度のAコース及び建替えアドバイザー制度のAコースの利用に係る助成の回数は、同一の管理組合等に対してそれぞれ年度内3回を限度とする。

2 管理アドバイザー制度のCコースの利用に係る助成の回数は、同一の管理組合等に対して年度内2回を限度とする。

3 建替えアドバイザー制度のBコースの利用に係る助成の回数は、同一の管理組合等に対して年度内1回を限度とする。ただし、B-0コース及びBオプションについては、別途それぞれ1回ずつとする。

(助成の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、センターに管理アドバイザー制度又は建替えアドバイザー制度の利用を申し込む前に、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了日又は新築年月日が確認できるもの(建替えアドバイザー制度のBコースを利用した場合に限る。)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することを決定したときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成交付決定通知書(別記第2号様式)により、助成しないことを決定したときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成不交付決定通知書(別記第3号

様式)により、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定により行った申請を取り下げるときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成取下届(別記第4号様式)により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による取下届の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成取下承認書(別記第5号様式)により、申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第10条 第8条の規定により助成の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに板橋区マンションアドバイザー制度利用助成変更申請書(別記第6号様式)に変更内容が確認できる関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成変更承認書(別記第7号様式)により、不適当と認めるときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成変更不承認書(別記第8号様式)により、助成決定者に通知するものとする。
- 3 第8条第2項の規定は、前項の規定により助成金の交付変更の決定をする場合について準用する。

(完了報告)

第11条 助成決定者は、助成決定を受けたアドバイザー制度の利用が完了したときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用完了報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) センターが発行するマンション管理アドバイザー派遣書又はマンション建替え・改修アドバイザー派遣書の写し
  - (2) 派遣料の支払の事実及び金額を確認することができる書類の写し
  - (3) センターが作成した検討書の写し(建替えアドバイザー制度のBコースを利用した場合に限る。ただし、B-0コース及びBオプションは除く。)
  - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、助成決定を受けたアドバイザー制度の利用が完了した日から30日以内または交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、助成決定者は、助成決定を受けたアドバイザー制度の利用が交付決定の日の属する年度の末日までに完了しない場合に限り、別記第9号様式に派遣料の支払の事実及び金額を確認することができる書類の写しを添えて、交付決定の日の属する年度の末日までに完了報告することができる。この場合にあつては、アドバイザー制度の利用完了後、完了が確認

できる書類を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 12 条 区長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、内容が適正であると認めるときは、助成金の額を確定し、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金額確定通知書（別記第 10 号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 13 条 前条の通知を受けた助成決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金請求書（別記第 11 号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成決定の取消し)

第 14 条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による助成の交付決定又は第 10 条第 2 項の規定による助成の変更承認決定（以下「交付決定等」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき。
- (2) 交付決定等の内容に違反したとき。
- (3) 第 11 条第 3 項で規定するアドバイザー制度の完了が確認できる書類が提出されなかったとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消したときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成取消通知書（別記第 12 号様式）により、助成決定者に通知する。

3 区長は、第 1 項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金返還請求書（別記第 13 号様式）により、当該取消しに係る助成金の返還を請求するものとする。

4 第 1 項及び前項の規定は、第 12 条に規定する助成金の額の確定後においても適用する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）の定めによる。

2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長の決定日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日の間にセンターに派遣料を支払った

助成対象者に限り、第7条の規定にかかわらず、センターに管理アドバイザー制度又は建替えアドバイザー制度の利用を申し込んだ後であっても、助成を申請することができる。この場合、第7条各号に掲げる書類に加えて、第11条第1項第2号で掲げる書類を提出しなければならないものとする。

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成申請書

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用コース	1 マンション管理アドバイザー制度 ( - )	
	2 マンション建替え・改修アドバイザー制度 ( - )	
	2の場合のみ マンション管理計画認定コード ( ) ※2のAコースで認定について検討中の場合は、区に相談した日や 理事会等で話し合った日などを記載してください。 ( )	
アドバイザー 派遣予定日	年 月 日	
助成申請金額 (派遣料)	円	
マンションの概要	工事完了日または 新築年月日	年 月 日
	棟数・戸数	棟 戸
	管理形態	全部委託 一部委託 自主管理 その他
連絡先	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
添付書類	マンション建替え・改修アドバイザー制度Bコースのみ ・工事完了日または新築年月日が確認できるもの（検査済証や 登記簿謄本など）	

**共同申請** マンション管理アドバイザー制度の利用で、管理組合が組織されていないマンションの場合は、本申請に同意した全区分所有者の住戸番号・氏名を記入した名簿を提出してください。

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区マンションアドバイザー制度利用助成について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

1 対象のマンション

住 所  
マンション名

2 利用コース

マンション管理アドバイザー制度（ - ）  
マンション建替え・改修アドバイザー制度（ - ）

3 板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱第8条第2項の規定により付す条件

あり・なし（ありの場合の条件： ）

4 注意事項

- (1) アドバイザー制度の利用が完了したときは、30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて完了報告書を提出してください。
- (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
- (3) 申請を取り下げるときは、取下届を提出してください。
- (4) 板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱第14条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区マンションアドバイザー制度  
利用助成について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象のマンション  
住 所  
マンション名
- 2 不交付の理由

別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成取下届

年 月 日付で交付申請を行った板橋区マンションアドバイザー制度利用助成について、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

利用コース	1 マンション管理アドバイザー制度 （ - ） 2 マンション建替え・改修アドバイザー制度 （ - ）
取下げの理由	

別記第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成取下承認書

年 月 日付で届出のあった板橋区マンションアドバイザー制度利用  
助成申請下げについて、承認しましたので通知します。

別記第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成変更申請書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた板橋区マンションアドバイザー制度利用助成について、次のとおり内容を変更したいので、申請します。

利用コース	1 マンション管理アドバイザー制度 ( - ) 2 マンション建替え・改修アドバイザー制度 ( - )	
変更内容		
変更理由		
助成金申請額 (派遣料)	変更前	変更後
	円	円

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成変更承認書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区マンションアドバイザー制度利用助成について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付予定額 \_\_\_\_\_ 円

1 対象のマンション

住 所  
マンション名

2 利用コース

マンション管理アドバイザー制度（ - ）  
マンション建替え・改修アドバイザー制度（ - ）

3 板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱第8条第2項の規定により付す条件

あり・なし（ありの場合の条件： ）

4 注意事項

- (1) アドバイザー制度の利用が完了したときは、30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて完了報告書を提出してください。
- (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
- (3) 申請を取り下げるときは、取下届を提出してください。
- (4) 板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱第14条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第8号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成変更不承認書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区マンションアドバイザー制度  
利用助成について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象のマンション  
住 所  
マンション名
- 2 不交付の理由

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 マンション名 \_\_\_\_\_  
 役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンションアドバイザー制度利用完了報告書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けたアドバイザー制度の利用が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

<p>利用コース</p>	<p>1 マンション管理アドバイザー制度                  (        -        )                  2 マンション建替え・改修アドバイザー制度                  (        -        )</p>
<p>アドバイザー 派遣日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>出席人数</p>	<p>人</p>
<p>添付書類</p>	<p>(1) 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが発行するマンション管理アドバイザー派遣書又はマンション建替え・改修アドバイザー派遣書の写し                  (2) 派遣料の支払の事実及び金額を確認することができる書類の写し                  (3) 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが作成した検討書の写し（建替えアドバイザー制度のBコースを利用した場合に限る。ただし、B-0コース及びBオプションは除く。）                  (4) その他区長が必要と認める書類</p>

別記第 10 号様式（第 12 条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった板橋区マンションアドバイザー制度  
利用助成について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

確定額 \_\_\_\_\_ 円

1 対象のマンション

住 所  
マンション名

2 注意事項

- (1) 本通知から 30 日以内に、板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金請求書により、助成金を請求してください。
- (2) 板橋区マンションアドバイザー制度利用助成要綱第 14 条第 1 項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第 11 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

マンション名 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金請求書

年 月 日付 第 号 で確定通知のあった板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金について、次のとおり請求します。

請求金額		万	千	百	十	円

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の場合

金融機関名					支店名			
銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所			
金融機関 コード (4桁)					支店 コード (3桁)			
預金種別 (いずれかに○)					口座番号			
普通 ・ 当座 ・ 貯蓄								
口座 名義	フリガナ							
	漢 字							

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行 (貯金通帳の見開き右上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入)												
通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入)						通帳番号 (右詰めで記入)						
1				0	※							1
口座 名義	フリガナ											
	漢 字											

※申請者と口座名義人の氏名は同一のものとしてください。申請者以外の口座に振り込む場合は、別途委任状が必要です。

別記第 12 号様式（第 14 条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成取消通知書

年 月 日付 第 号 で交付決定した板橋区マンション  
アドバイザー制度利用助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので  
通知します。

記

1 対象のマンション  
住 所  
マンション名

2 交付決定取消金額  
円

3 取消の理由

別記第 13 号様式 (第 14 条関係)

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金返還請求書

年 月 日付 第 号 で取消を通知した板橋区マンションアドバイザー制度利用助成金について、下記のとおり返還を請求します。

記

1 対象のマンション  
住 所  
マンション名

2 交付決定額  
円

3 返還請求額  
円

4 返還請求の理由

5 納付期限  
年 月 日